

医事紛争のしおり

「墮胎罪」

岡山県医師会理事 田淵 和久

医事紛争のほとんどは民事裁判で扱われ、医師が刑事被告人になることはまずない。しかし、単純な過失がインシデント・アクシデントにつながることは、医療現場ではしばしば起こっている。

例えば、薬種・薬量の誤り、注射方法の誤りなど注射や投薬に関する事案や異型輸血、栄養チューブの誤挿入、患者データの取り違いによる誤処置などがある。

医師法第21条では、異常死は届けを出すことになっているが、担当医が異常死でないと判断して届けをしなかった場合でも、結果が重大であれば、遺族は事態を納得しがたく警察に駆け込むことも想定しておく必要がある。医事紛争で気をつけておくべきことは、裁判官は医療にほとんど素人であるという事実。

医療者にとり、当然のことでも「え！なんでそんな判断になるの」と悔やまれる結果が待っていることがある。

裁判は証拠絶対主義であるので、カルテはよほど詳細に書くことを求められる。さらに、不利となるのは改竄・証拠隠滅があったときである。届け出が無く裁判となると、裁判では過誤を隠ぺいする意図があったと疑われることになりかねない。そうは言っても、医療事故が刑事処分の対象となるケースは少ないのが現状である。

一方、医療事故ではなくとも、法を正しく理解していないと刑事被告人として訴追される場合がある。

“墮胎罪”もその一例と言える。

日本の刑法は、1905年（明治38年）大日本帝国憲法下で制定された現行法の刑法第2編第29章の墮胎の罪（刑法212条-216条）中で規定されている。

第二十九章 墮胎の罪

（墮胎）

第二百十二条 妊娠中の女子が薬物を用い、又はその他の方法により、墮胎したときは、一年以下の懲役に処する。

（同意墮胎及び同致死傷）

第二百十三条 女子の囑託を受け、又はその承諾を得て墮胎させた者は、二年以下の懲役に処する。よって女子を死傷させた者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

（業務上墮胎及び同致死傷）

第二百十四条 医師、助産師、薬剤師又は医薬品販売業者が女子の囑託を受け、又はその承諾を得て墮胎させたときは、三月以上五年以下の懲役に処する。よって女子を死傷させたときは、六月以上七年以下の懲役に処する。

（不同意墮胎）

第二百十五条 女子の囑託を受けないで、又はその承諾を得ないで墮胎させた者は、六月以上七年以下の懲役に処する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。

（不同意墮胎致死傷）

第二百十六条 前条の罪を犯し、よって女子を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。

本罪の客体は「胎児」であるが、「胎児」とは着床し懐胎されたヒトを指す。

日本の刑法上、人の始期は、胎児の一部が露出したときとされている。

したがって、胎児の体の一部が母体から体外へ出た段階で殺人の客体たる「人」となり、以後殺人罪で処罰されることになる。

都道府県の区域を単位として設立された、公益社団法人たる医師会が指定する医師が、母体保護法第14条に基づいて行う人工妊娠中絶のみが墮胎罪を免除されることになる。今の日本に墮胎罪があるの？と驚く人も多いようだが、れっきとした法律として存在している。

東京都武蔵野市の産婦人科病院で、指定医資格がない産婦人科医師による中絶手術を受けて死亡した事件で、担当医師などが業務上墮胎容疑で書類送検された。この点については産婦人科医会も、従来曖昧な扱いがあったことは事実で、対応に追われた。結果的に、この病院は閉院に追い込まれてしまった。

また、岡山県内の元外科医師が知人女性の妊娠中絶を、本人の同意なしで行い、不同意墮胎致傷罪に問われたケースが発生した。

妊娠中の女性の依頼も承諾もなく墮胎をさせた人物は、執行猶予付きの判決となった。未遂の場合も刑罰の対象になるが、結果として、妊婦を死傷させた場合は、傷害罪（15年以下の懲役及び50万円以下の罰金）と比べ、重い刑のほうが適用される。今回の件では、執行猶予付きとは言え、懲役2年6カ月の有罪判決であったことは残念なニュースであった。

日本では、年間20万件の人工妊娠中絶が行われている。母体保護法第14条には 都道府県の区域を単位として設立された社団法人たる医師会の指定する医師（以下「指定医師」という。）は、次の各号の一に該当する者に対して、本人及び配偶者の同意を得て、人工妊娠中絶を行うことができる。

- 一 妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの
 - 二 暴行若しくは脅迫によって又は抵抗若しくは拒絶することができない間に姦淫されて妊娠したもの
- 2 前項の同意は、配偶者が知れないとき若しくはその意思を表示することができないとき又は妊娠後に配偶者がなくなったときには本人の同意だけで足りる。とある。

墮胎罪になる可能性がある人工妊娠中絶とは

- 配偶者の同意の無い人工妊娠中絶

日本では配偶者の同意なく人工妊娠中絶を行うと不同意墮胎罪に問われる。この点については世界で女性の人権の問題から強く見直しが求められている。

- 妊娠22週以降の人工妊娠中絶

妊娠22週以降になると、妊婦からの申し出があっても人工妊娠中絶を行うことは違法になる。たとえ母体に危険が及ぶ状態で、迅速に胎児を除去する必要があるとしても、帝王切開などの胎児救出も可能な方法を優先しなくてはならない。胎児診断で致死性疾患とわかったとき既に22週を過ぎていて、心情的にはなんとかしたいと相談されたケースでは、この法律を説明しご納得いただいたことがある。

- 性暴力による妊娠の妊娠中絶について

性暴力加害者である夫に法律に従い、同意を求めたところ、大問題になったケースがあった。この事件をきっかけに、日本医師会は強制性交加害者に同意を求めなくて良いと解釈してよいかと、厚生労働省に疑義問い合わせを行ったところ、令和2年8月24日、厚生労働省はその通りと回答した。

これによれば、強制性交の加害者（配偶者を含む）の同意は必要ないということになる。

しかし、もう一つの問題として、暴行もしくは脅迫によって又は抵抗もしくは拒絶することができない間に姦淫されて妊娠したとの主張のとき、誰が判断するのかという問題がある。